

第 33 号議案

令和 3 年度教職員人事異動に関する基本方針について

令和 3 年度教職員人事異動に関する基本方針を次のとおり定める。

令和 2 年 1 0 月 1 6 日

滋賀県教育委員会

別紙のとおり

令和3年度教職員人事異動に関する基本方針

人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化と情報化の進展など、社会が急激に変化する中、学校教育を取りまく課題はますます多様化、複雑化している。

本県においても、学力・体力向上への対応や、いじめ・不登校への対応、情報教育・特別支援教育・キャリア教育の推進、また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学びの保障やICT化の加速、教職員の働き方改革など、山積する課題への対応が必要となっており、さらに、今後も教職員の大量退職が見込まれていることから、教育力の継承が喫緊の課題となっている。

本県では、平成31年3月に策定した「滋賀の教育大綱（第3期滋賀県教育振興基本計画）」に基づき、各教育施策を進めているところであり、教職員の教育力を高めることを重点取組としている。

このような状況を踏まえ、教職員が自信と誇りを持って、子どもの力を引き出し、「夢と生きる力」を育む取組をさらに推進するため、下記事項を基本方針とし、全県的立場から教職員の適正な人事異動を行う。

記

- 1 特色ある学校づくりを進め、学校教育目標を達成するため、適性、教科、年齢等を考慮した配置に努める。
- 2 教職員一人一人に豊富な経験を積ませるため、同一校における長年勤務者の異動を促進し、あわせて新規採用者等の適正な配置に努め、資質能力の向上を図る。
- 3 地域間の年齢バランスを改善し、世代間の教育力の継承を図るとともに本県の教育課題等に対処するため、郡市間の交流など広域交流や校種間交流を積極的に進める。
- 4 管理職のリーダーシップの発揮による組織的・戦略的な学校経営と教職員の人材育成を図るため、本県の教育課題に対処しうる管理職員の全県的視野からの登用と配置に努める。